

## 令和4年（1～12月）にさいたま市内で発生した食中毒事件

事例No.	発生日	喫食者数	患者数	原因食品	原因物質	原因施設
1	3月	1	1	原因施設で提供された食事	アニサキス	飲食店
2	4月	1	1	刺身（イワシ・アジ）	アニサキス	販売店
3	5月	4	2	原因施設で提供された食事	カンピロバクター	飲食店
4	8月	1	1	わらさ（ぶり）の刺身	アニサキス	飲食店
5	12月	2	1	しめ鯖	アニサキス	飲食店

## 【参考】令和3年にさいたま市内で発生した食中毒

事例No.	発生日	喫食者数	患者数	原因食品	原因物質	原因施設
1	5月	437	178	不明	病原大腸菌	寄宿舍
2	6月	2	1	不明	アニサキス	不明
3	6月	3	1	原因施設で提供又は販売された調理品	アニサキス	飲食店
4	7月	7	3	原因施設で提供された食事	カンピロバクター	飲食店
5	9月	1	1	不明	アニサキス	不明

事例 2

公表年月	令和4年4月13日（水）
処分内容	さいたま市保健所は、令和4年4月13日（水）、南区の販売店に対し、営業の一部停止1日間の行政処分を行いました。 ※営業停止範囲：生食用線魚介類（冷凍品を除く）の調理、提供。
事件の概要及び処分の理由	<p>令和4年4月13日（水）、市民からさいたま市保健所に「4月8日（金）にさいたま市南区のスーパーで購入した刺身を喫食した後腹痛を呈し、医療機関を受診したところアニサキスが抽出された。」との通報がありました。</p> <p>さいたま市保健所では、以下の理由により当該施設で販売された調理品を原因とする食中毒事件と断定し、当該施設の営業停止処分を行いました。</p> <p>(1) アニサキス食中毒の潜伏期間における発症者の喫食状況を確認したところ、喫食した鮮魚介類が当該施設で加工、販売された調理品に限られたこと。  (2) 発症者からアニサキスが抽出されたこと。  (3) 発症者の潜伏期間（喫食から発症までの時間）、症状等がアニサキスによる食中毒のものと一致したこと。  (4) 患者を診察した医師から食中毒の届出が提出されたこと。</p>
初発年月日	令和4年4月9日（土）午前3時
患者等の状況	患者1名（男性）（病院受診あり） 患者の主な症状 腹痛等
原因物質	アニサキス
原因食品	刺身（アジ・イワシ）

事例 3

公表年月	令和 4 年 6 月 7 日 (火)
処分内容	さいたま市保健所は、令和 4 年 6 月 7 日 (火)、緑区の飲食店に対し、営業停止 3 日間の行政処分を行いました。
事件の概要及び処分の理由	<p>令和 4 年 6 月 2 日 (木)、川口市保健所からさいたま市に「5 月 2 5 日 (水) にさいたま市内の飲食店を利用した 4 名のうち、2 名の検便からカンピロバクター・ジェジュニが検出された。」旨の通報があったとの情報提供がありました。</p> <p>さいたま市保健所が調査したところ、1 グループ 4 名のうち 2 名が、5 月 2 7 日 (金) 午後 8 時半頃から 5 月 2 8 日 (土) 1 6 時頃にかけて、腹痛、下痢、発熱を発症していたことが判明しました。</p> <p>さいたま市保健所では、以下の理由により当該施設で提供された食事を原因とする食中毒事件と断定し、当該施設の営業停止処分を行いました。</p> <p>(1) 発症者全員の共通食が当該施設で提供された食事に限定されたこと。  (2) 発症者 2 名からカンピロバクターが検出されたこと。  (3) 潜伏時間、症状等の疫学的事項がカンピロバクターによる食中毒と一致したこと。  (4) 患者を診察した医師から食中毒の届出が提出されたこと。</p>
初発年月日	令和 4 年 5 月 2 7 日 (金) 午後 8 時半
患者等の状況	患者 2 名 (女性) (病院受診あり) 患者の主な症状 腹痛、下痢、嘔吐
原因物質	カンピロバクター
原因食品	令和 4 年 5 月 2 5 日に当該施設で提供された食事